外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である渡部博が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年九月六日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

エドモントン・ホールディング・リミテッド

日本における代表者　渡部　博

限定承認公告

本籍群馬県桐生市平井町一一〇八番地四、最後の住所群馬県桐生市三吉町二丁目一番三九号

被相続人　亡　山田　武志

右被相続人は平成二十五年五月十一日頃から二十日頃までの間に死亡し、その相続人は平成二十五年八月十五日前橋家庭裁判所桐生支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

群馬県桐生市三吉町二丁目一番三九号

限定承認者　山田　昌子

限定承認公告

本籍東京都新宿区市谷本村町一三番地、最後の住所埼玉県越谷市大字袋山二〇二七番地一六

被相続人　亡　中原　君子

右被相続人は平成十四年七月十八日死亡し、その相続人は平成二十五年八月二十七日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

埼玉県越谷市弥生町三番三三号越谷東駅前ビル五階　埼玉東部法律事務所

相続財産管理人檜垣久恵

代理人弁護士　池永　知樹

限定承認公告

本籍東京都新宿区市谷本村町一三番地、最後の住所埼玉県越谷市大字袋山二〇二七番地一六

被相続人　亡　中原征太郎

右被相続人は平成二十五年五月七日死亡し、その相続人は平成二十五年八月二十七日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

埼玉県越谷市弥生町三番三三号越谷東駅前ビル五階　埼玉東部法律事務所

相続財産管理人檜垣久恵

代理人弁護士　池永　知樹

限定承認公告

本籍東京都大田区池上五丁目五八四番地、最後の住所東京都大田区田園調布本町五二番七―四〇五号　被相続人　亡　島田　伊七

右被相続人は平成二十五年二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年八月十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

東京都調布市染地三―一―一三四ロ一一―五〇三　相続財産管理人　島田　麻衣

限定承認公告

本籍東京都葛飾区堀切三丁目二六番、最後の住所東京都大田区山王二丁目二一番二三号プレステージ山王一〇二

被相続人　亡　武　寿美子

右被相続人は平成二十五年五月十四日死亡し、その相続人は平成二十五年八月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

東京都新宿区須賀町一番地二七須賀町長谷川ビル二階トゥエルブ法律事務所

相続財産管理人　武　宗隆

代理人弁護士　上松　真林

限定承認公告

本籍熊本県天草市河浦町宮野河内六八番地、最後の住所京都府八幡市男山弓岡五番地―B八―三〇六

被相続人　亡　福田　康憲

右被相続人は平成二十四年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十五年七月十二日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

京都府八幡市欽明台東三―一E九〇二

相続財産管理人　福田　淳二

限定承認公告

本籍大阪府大阪市港区波除五丁目一三番、最後の住所大阪府大阪市港区波除五丁目一三番二二―一三〇一号　被相続人　亡　田中　正之

右被相続人は平成二十五年一月頃死亡し、その相続人は平成二十五年八月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

大阪市港区市岡元町二丁目三番七号三好方

相続財産管理人　田中まゆり

限定承認公告

本籍鹿児島県南九州市川辺町下山田一三一七番地三、最後の住所大阪市東住吉区照ヶ丘矢田二丁目二一番二五号

被相続人　亡　榎木　一則

右被相続人は平成二十五年七月七日死亡し、その相続人は平成二十五年八月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

大阪市都島区友渕町一丁目五番地八〇号四〇七号

相続財産管理人　榎木　健一

限定承認公告

本籍大阪府大阪市城東区永田三丁目五番、最後の住所神戸市西区樫野台五丁目二番地C―五〇三号　被相続人　亡　富永　治男

右被相続人は平成二十五年六月十三日死亡し、その相続人は平成二十五年九月二日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月六日

兵庫県西宮市上甲子園一丁目五ノ三〇甲子園第八コーポラスA―三〇七号

限定承認者　牛尾　貴子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十一億一千百万円（ただし、A号優先資本金につき金二十一億一千百万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月十二日付官報の号外第七十九号九十五頁に掲載されています。

平成二十五年九月六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

相模原プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一五二	二	二	高　雄介	高山　雄介

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月六日付第一九六号三一ページ●同日付政府調達第一六九号七二ページ●六月十九日付参会第二八号（その一）一六ページ●同（その二）一二〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）